

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年11月30日
事業者の氏名又は名称	有限会社琴空バス(法人番号1470002014495)(代表者 磯野松司)
事業者の所在地	香川県仲多度郡まんのう町佐文801-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県仲多度郡まんのう町佐文801-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第15条第3項、第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和4年11月9日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所配置車両数の変更について届出をしていなかったこと(道路運送法第15条第3項)</p> <p>(2)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	3
違反点数(事業者)	3

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。